平成26年度募集案内 (募集要項)

左京区まちづくり活動支援 交付金の申請を受け付けます

4/14(A)~5/16(金)

皆さんのアイデアで左京を個性と活力にあふれたまちに! 京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金など国・京都府等の交付金等と併用できます!

重点分野部門

地域文化振興, 里山整備, 公共交通利用促進, 定住促進に関する地域の課題解決や魅力向上に資する活動が対象

上限70万円 ヌは65万円

10万円までは全額、10万円を超える部分は3分の2を支援

地域活動部門

重点分野部門以外の地域の課題解決や魅力向上に資する活動が対象

上限 50万円 スは45万円

10万円までは全額、10万円を超える部分は半額を支援

大学・学生部門

大学・学生が研究成果を区民に還元する活動が対象

上限10万円

全額を支援

<u>募集説明会を開催します!ぜひご参加ください。</u>

日時:平成26年4月23日(水)午後6時30分から

場所: 左京区役所1階 大会議室



平成26年度左京区まちづくり活動支援交付金 募集案内(募集要項)

	重点分野部門			<u></u> 地域活動部門	大学•学生部門
趣旨	個性と活力にあふれたまち	づく	くりを進める	るため、地域の絆や地	「大学のまち・左京」の
	域ごとの資源を活用して、左	京区	区内で自主的	りに取り組まれるまち	特性を生かしたまちづくり
	づくり活動を支援します。	を進めるため,大学・学生			
					が研究成果を区民に還元す
		る取組を支援します。			
対象団体	左京区内において、地域の	課是	頭解決や魅力	口向上等の活動をされ	・ 区内の大学の研究室,
	る団体・グループ等で次のい	ずれ	こかの団体		ゼミ及び研究機関
	・ 区内の自治会・町内会,	老人	 人クラブ,ま	x性会,子ども会,P	• 区内の大学の学生を中
	TA等の地域団体				心に構成されるクラブ,
	構成員に左京区民を含む	ボラ	シンティア団]体,まちづくり団	サークル等の団体
	体,各種実行委員会等の団	本			
	構成員に左京区民を含む	区内	JのNPO法	人,社会福祉法人,	
	社団法人、財団法人等の非常	営利	送人		
	• 区内の大学の研究室, ゼ				
	• 区内の大学の学生を中心に			· /	
	※ 区民有志で結成した団体				
	が、団体の規約、役員名簿	,) <u>.</u>	ち動状況から	かる資料の提出が必	
+	要です。	1	+		
対象事業	左京区内で自主的に行う地の課題解決は共力のような			ので自主的に行う地域	大学・学生が研究成果等
	の課題解決や魅力向上につな	_		や魅力向上につなが	
	るまちづくり活動のうち、地			くり活動のうち、左記	行う区民講座等
	文化振興,里山整備,公共交 利用促進,定住促進につなが		以外のもの)	
	もの	ବ			
対象外の	政治,選挙,宗教,思想,	<u></u>	<u></u> 利を日的と	 する団体や事業	
団体・事	暴力団又は暴力団員の統				<u> </u>
業	区民の自由な参加を認め				
_	交付決定までに実施した。				
	京都市の他の交付金等を			がける予定である) 事業	¥
交付金の	[国・府等の交付金等と併用		[国•府等	等の交付金等と併用し	
額	しない場合]		ない場合]		対象経費 交付可能金額
	対象経費 交付可能金額		対象経費	交付可能金額	10万円 全額
	10万円 全額		10万円	全額	以下
	以下		以下		
	10万円 <基本>		10万円	<基本>	
	超 10万円+10万円		超	10万円+10万円	
	を超える額の2/3			を超える額の半額	
	[上限65万円]			[上限45万円]	
	<加算> <加算> 無偿の必該担供与	.		<加算> 無偿の犯数担供量	
	無償の役務提供量	!		無償の役務提供量 (人数×時間)×	
	(大数×時間) ×500円			500円	
	[上限5万円]			[上限5万円]	
	合計上限70万円			合計上限50万円	

交付金	[国・府等	学の交付金等と併用す	-	[国•府等	学の交付金等と併用す		
(続き)	る場合]			る場合]			
	対象経費	交付可能金額		対象経費	交付可能金額		
	10万円	全額		10万円	全額		
	以下▫			以下•			
	10万円	10万円+10万円		10万円	10万円+10万円		
	超	を超える額の2/3		超	を超える額の半額		
		[上限65万]			[上限45万 •]		
		ただし、国・府等			ただし、国・府等		
		の交付金等と合算			の交付金等と合算		
		して4/5以内			して4/5以内		
無償の役	ボランラ	ティアスタッフ(団体	Φ.)構成員を含	さ)による無償の役	無償の役務提供の加算は	
務提供	務(労力)	提供があった場合に	-,	5万円を上	上限に交付額に加算す	ありません。	
	ることがで	できます(国・府等の	交	で付金との併	用はできません)。		
	加算額	= 無償の役務提供	量	』(人数×時	澗) × 500円		
	 ※ボランティアスタッフは、地域活性化プロジェクト「左京×学						
		と」で募集すること					
		と」で発来すること 室(電話702-1					
交付対象	く対象経費			21,00			
となる経	項目	内容					
しるる言	火口	ם עין					

費

項目	内容
講師等謝礼 (謝金·交通費)	講師等謝金 (団体構成員に対するものは専門性を有している場合に限る)講師等旅費
旅費 (事務局交通費)	・ 団体構成員及び運営スタッフの旅費(参加者の旅費は除く)
諸費	 会場・設備使用料,レンタカーの使用に係る使用料 用紙・封筒・文具類等の購入費用 チラシ等作成経費(デザイン・印刷・複写費)や広告費 事業実施に伴い仮設した会場の光熱水費や暖房用灯油等の燃料費 参加者募集のための郵便料や銀行等の振込み手数料 ボランティア保険料 材料費(植樹する苗木,食に関する事業における食材費を含む) 会場で講師や参加者に提供する簡素な茶菓 会場で参加者に配布する簡素な参加賞
その他経費	・ イベントステージの設置工事やホームページ作成等外部への委託料
※特に必要と認めら れるものに限る	備品購入費施設整備費(工事請負費)

<対象外経費>(例)

内容

- 団体運営に係る経常的な経費
 - (電話代, 光熱水費, ガソリン代など経常的な経費と区分ができない経費も含む。)
- 団体の人件費、労働者派遣に係る費用
- 個人給付的な経費(抽選会の景品や参加賞)
- 土地、建物、構築物、機械、車両等を購入する費用
- 飲食費(講師用、会議用等のお茶、水類を除く。)
- 汎用性が高い備品の購入費(パソコン,カメラなど)
- 領収書がないなど、支出の根拠が確認できない費用
- 使途の不明な費用

交付対象 となる経 書

<御注意いただきたいこと>

- 上記のいずれの経費でも、必要性、効果、金額等により、認められることや認められない ことがあります。詳しくは御相談ください。
- (続き)
- ・ 収支予算書には、対象経費に係る収入及び支出のみを記入し、対象外経費に係る収入及び 支出は記入しないでください。(自己資金、寄付金収入、参加費収入、国・府等の交付金収 入を見込んでいる場合も、同様です。)
- 収支予算書の収入合計と支出合計を一致させてください。
- 無償の役務提供に係る加算「上限5万円」も、**<対象外経費>**に充てることはできませ ん。したがって、スタッフへの謝礼に充てることはできません。

国•府等 の交付金 等の併用

国、京都府、独立行政法人、財団法人等が交付する交付金等 (「補助金」、「助成金」等の名称のものを含みます。)と併用 することができます。交付決定を受けていない場合でも、申請を 予定しているときは、収支予算書にその交付金等の収入を記入し てください。

国・府等の交付金等の併用 なお、併用することによって対象経費が10万円を超える部分 | はできません。 の交付金等の合計が5分の4を上回ることが見込まれる場合は、 5分の4以下になるよう区交付金の申請額を減らし、不足分は自

広報等の

左京総合庁舎会議室の使用及び庁舎内での活動内容の展示

己資金等(寄付金収入、参加費収入等を含む)を充て、収支予算

- 市民しんぶん左京区版「左京ボイス」及び左京区役所ホームページへの掲載
- 左京区総合庁舎内での印刷物の配架

書の収入合計と支出合計を一致させてください。

- 京都市後援名義の使用
- ※ 区役所が認めるものに限ります。

申請方法

支援

4月14日(月)~5月16日(金)の平日午前8時30分~午後5時に区役所地域力推進 室に申請書類を持参してください。

※ 必ず担当者と事前に申請相談を行ってください。(相談日時の予約が必要です。)

画 担 当(区総合庁舎3階)電話702-1021 まちづくり推進担当(区総合庁舎1階)電話702-1029

<申請書類>(区役所ホームページからダウンロードできます。)

- ※ 記入欄に収まらない場合は、「別紙のとおり」とし、別紙を付けてください。
- 交付申請書(第1号様式)事業計画書(第2号様式)
- 事業計画書別紙(第3号様式) 収支予算書(第4号様式)
- 無償の役務提供計画書(交付金の加算の適用を申請する場合のみ、第5号様式)
- 団体の規約・定款等,構成員(役員)等の名簿,活動状況が分かる資料(様式自由)

審査方法

5月30日(金)(予定)に学識者や区民の代表からなる審査会を開催して審査しますの で、出席して取組の趣旨等を説明し、質疑にお答えください。(出席は、代表者でなくても構 いません。)

審査は、公益性、公開性、独創性、持続性の観点に沿って行い、優れた申請を優先して予算 の範囲で事業を選定します。

なお、次のような事業は審査会で高い評価を得ることが難しいと考えられます。(申請受付 時や受付後に内容の再検討、申請書等の修正・差替え等をお願いする場合があります。)

- 娯楽又は親睦を目的とする事業
- イベント会社、他団体、業者等に大部分を委託する事業
- 充実させた点や工夫した点が乏しい継続事業
- この交付金がなくても実施可能と考えられる事業
- 効果が乏しいと考えられる事業
- 効果の割に経費が高い事業

審査結果 の通知	6月中旬(予定)に交付決定通知書又は不交付決定通知書をお送りします。
事業の着 手	交付を決定するまでは事業に着手しないでください。やむを得ない理由で交付決定前に事業 に着手したい場合(平成26年4月1日以降に限ります。)は、事前に御相談ください。
交付金の	交付金は、事業完了後に交付することが原則ですが、活動中の資金が不足する場合は、交付
概算払	予定額の4分の3の範囲で完了前に交付できます。この場合,完了後に交付金の再計算をして
	過不足を精算します。(追加交付又は返還)
事業内容	申請書等に記載していた事業の内容,予算等を変更しようとするときや事業を取りやめよう
の変更等	とするときは、「左京区まちづくり活動支援交付金事業変更等申請書(第8号様式)」を提出
	し、事前に承認を受ける必要がありますので、早めに御相談ください。
	変更しようとする内容によっては、承認を受けられない場合があります。(変更後の内容で
	当初に申請していたなら交付決定を受けられなかったと考えられる場合等です。)
	承認を受けられなかった場合は、当初の申請どおり実施するか、交付金なしで実施していた
	だく必要があります。(交付金なしで実施していただく場合で,事前に交付金を受けていたと きは、交付金を返還していただきます。)
 完了報告	年度末までにその年度の事業を完了し、領収書等(※)の写し、写真等を添えて完了報告書
等	中皮木なくにとの中皮の事業を充って、関収音等(次)の子で、子具等を添えて元」報告書 を提出していただく必要があります。(一部の活動が遅延して年度末までに終わらなかった場
7	合は、年度末までに完了できた活動のみで交付金の再計算を行いますので、事前に交付されて
	いた額を下回ったときは、差額を返還していただきます。)
	提出された完了報告書等を審査し、適正であれば交付金を交付します。事前に交付を受けて
	いた場合は、完了後に過不足を精算します。
	なお、支払方法は、団体口座への振り込みですが、団体名義の口座がない場合は、区役所に
	て現金でお支払いします。
	※ 領収書等の取扱いについて
	すべての支払いについて、レシートや領収書等支払いがわかる書類の原本の保管が必要で
	す。証拠書類については,事業終了後5年間保存してください。
	領収書等は、あて名(申請団体名)、金額、但し書き(支払内容)、日付、受領者印がきち
	んと記載、押印されたものを添付してください。(未記入、不鮮明、あて名に申請団体名が入
	っていない場合は、交付金の支払いができません。)
	なお、団体構成員の旅費については、団体からの旅費明細書(旅行者名、日付、出発地点、 用務先、用務内容、旅費額のある一覧表)と団体構成員の領収書(又は、旅費明細書への押印
	市物元、市物内省、派員領のある - 真衣/ と団体構成員の原収書 (文は、派員明神書 (の)中日 でも可) の写しを添付してください。
 活動報告	交付金の交付を受けた団体に、活動の成果等を発表していただく場として、公開による活動
会	報告会の開催を平成27年4月頃に予定しています。活動成果をまとめたプレゼンテーション
	資料の提出を求める場合があります。
翌年度以	翌年度以降も交付金等の支援を受けたい場合は、毎年度申請してください。ただし、同じ又
降の扱い	は極めて類似した事業に交付金の交付等を行うのは、合計3箇年までです。(毎年度審査があ
	ります。)
虚偽申請	提出された書類に虚偽があるなど,不正の手段で交付金の交付を受けたことが分かった場合
等	は,交付決定を取り消し,交付金を返還していただきます。
その他	区役所が必要に応じて作成する広報用資料等に掲載する写真等の資料を提供していただく場
	合があります。

京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金について〜併用すると自己負担が軽減されます!

京都府においても、皆さんの自主的なまちづくり活動を応援しています。

詳細は、京都府府民生活部府民力推進課(電話414-4452)にお問合せいただくか、京都府ホームページ(http://www.pref.kyoto.jp/chiikiryoku/1181010434252.html#sinsei26)をご覧ください。

<申請,交付等の流れ> 事前相談 申請(その場で又は後日申請書類の修正等をお願いすることがあります) 審査会(出席して趣旨等を説明,質疑応答) 審査会で審査 不交付決定, 通知 交付決定, 通知 事業実施(資金が不足する場合は,4分の3の範囲で事前交付可能) 変更申請(必要な場合) 不承認決定, 通知 承認決定,通知 引き続き事業実施 完了 速やかに完了報告(遅くとも年度末から2週間以内) 審査

交付(事前に交付を受けていた場合は、過不足精算)

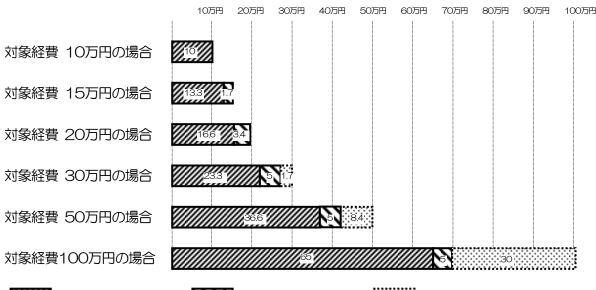
<各部門・型の交付金額のイメージと算出方法>

重点分野部門(他の交付金等と併用せず、無償の役務提供がない場合)の例

	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円	60万円	70万円	80万円	90万円	100万円
対象経費 10万円の場合										
対象経費 15万円の場合		7 7								
対象経費 20万円の場合		3.4								
対象経費 30万円の場合			6.7							
対象経費 50万円の場合		6.6		13.4						
対象経費100万円の場合								35		

対象経費	交付金額
10万円以下	対象経費全額
10万円超	10万円+(対象経費-10万円)×2/3
	※ 最高65万円

重点分野部門(他の交付金等と併用せず、無償の役務提供が一定以上ある場合)の例



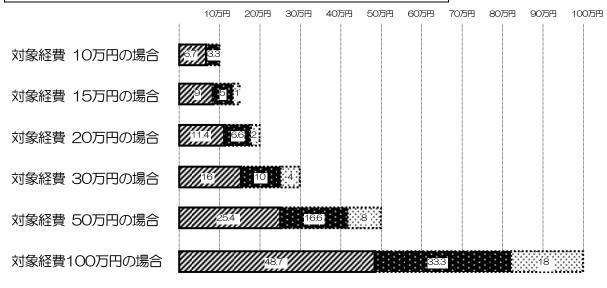
※ 交付金(基本)

逾 交付金(加算)

金額	自己資金,	寄付金収入等	F
4.7 - 4.7 - 4.7			

対象経費	交付金(基本)	交付金(加算)	交付金合計
10万円以下	対象経費全額	_	対象経費全額
	10万円+(対象経費-10万	会場での無償の役務提供時間	
10万円超	円) ×2/3	×人数×500円	
	※ 最高65万円	※ 最高5万円	※ 最高70万円

重点分野部門(他の交付金等(3分の1交付)と併用する場合)の例



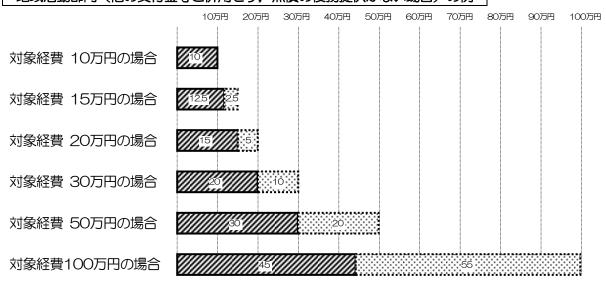
※ この交付金

金額 他の交付金等

ஊ 自己資金,寄付金収入等

対象経費	この交付金	他の交付金等	交付金等の合計
10万円以下	対象経費 - 他の交付金等	対象経費×1/3	対象経費全額
1 0万円超	(10万円+(対象経費-10万円)×4/5)-他の交付金等 ※10万円超の部分2/3以内, 最高65万円	対象経費×1/3	この交付金+他の交付金等

地域活動部門(他の交付金等と併用せず、無償の役務提供がない場合)の例

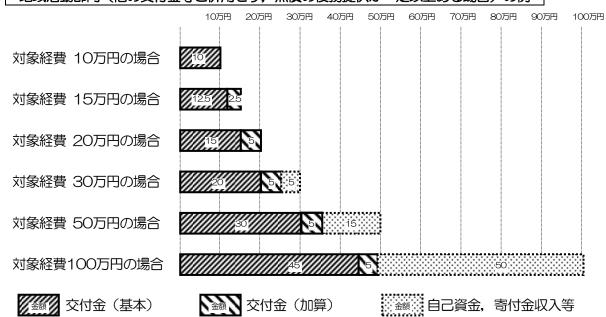




交付金 鐘 自己資金,寄付金収入等

対象経費	交付金額
10万円以下	対象経費全額
10万円超	10万円+(対象経費-10万円)×1/2 ※ 最高45万円

地域活動部門(他の交付金等と併用せず、無償の役務提供が一定以上ある場合)の例



対象経費	交付金(基本)	交付金(加算)	交付金合計
10万円以下	対象経費全額	_	対象経費全額
	10万円+(対象経費-10万	会場での無償の役務提供時間	
10万円超	円) ×1/2	×人数×500円	
	※ 最高 4.5 万円	※ 最高5万円	※ 最高 50万円

地域活動部門(他の交付金等(3分の1支付)と併用する場合)の例 10万円 20万円 30万円 40万円 50万円 60万円 70万円 80万円 90万円 100万円 対象経費 10万円の場合 グジネス 10万円の場合 グネス 10万円の場合 グジネス 10万円の場合

鑞 この交付金

対象経費	この交付金	他の交付金等	交付金等の合計
10万円以下	対象経費ー他の交付金等	対象経費×1/3	対象経費全額
10万円超	(10万円+(対象経費-10万円)×4/5)-他の交付金等※10万円超の部分1/2以内, 最高45万円	対象経費×1/3	この交付金+他の交付金等

| 鐘| 他の交付金等 | 鐘| 自己資金, 寄付金収入等

左京区まちづくり活動支援交付金 Q&A

Q1 これまでどのような活動が支援されてきたのですか?

A 世代間の交流や居場所づくり、音楽ワークショップ、自主保育、里山再生活動、地域に伝わる伝統行事の 映像化、交流拠点となるハーブガーデンづくり、地域のマップづくり、京野菜の活用事業など様々な活動を 支援してきました。詳細は左京区役所ホームページでご覧いただけます。

Q2 「重点分野部門」はどのような活動が対象になりますか?

A 「地域文化振興」は、地域の伝統的な行事、芸能、食文化、慣習等の再発見とそれらの継承、発展に関する活動、「里山整備」は、里山を維持再生し、地域の憩いの場・交流の場や社会教育の場として活用する活動、「公共交通利用促進」は、「歩いて楽しいまち」の実現と地域の生活交通の維持・復活を目指して実施する公共交通の利用促進のための活動、「定住促進」は、過疎化・高齢化が進む地域における新規定住者の獲得に向けた地域活性化や空き家活用などの活動を想定しています。

Q3 これから結成するグループでも申請できますか?

A 活動歴がなくても申請できます。ただし、申請時には団体の規約、役員名簿、活動内容がわかるものの提出が必要です。

Q4 自己資金は必要ですか?

A 交付対象経費については、10万円以内であれば自己資金は不要ですが、事業の実施に交付対象外となる 経費が必要な場合、その経費には自己資金もしくは、寄付金や参加費を充てる必要があります。ただし、こ の交付金の収支予算書からは交付対象外経費に係る収支は除外してください。また、交付対象経費であって も10万円を超える場合は各部門の交付割合に従い、一定の自己資金(寄付金、参加費等を含む)が必要です。

|Q5 京都府の地域力再生プロジェクト支援事業交付金を同時に申請することはできますか?|

A 同一の事業について、京都府の地域力再生プロジェクト支援事業交付金と同時に申請していただくことは可能です。ただし、この交付金と府の交付金の合計が、10万円と10万円を超える額の5分の4を足した額を超える場合は、超えた額に相当する額をこの交付金から減額します。

Q6 無償の役務提供があった場合の加算額は、ボランティアスタッフへの謝礼や人件費に使えますか?

A 使えません。団体の構成員やボランティアスタッフが無償で労力を提供する場合に、その提供量に見合った金額を活動費(交付対象経費に限る)に上乗せできるという制度です。無償なので対価を支払わないことが前提であり、また、加算額を含め、交付金を人件費など対象外経費に充てることはできません。

Q7 講師謝金や委託料はどの程度の割合まで認められますか?

A 一概には言えませんが、講師謝金は概ね1人5万円程度まで、総額で交付対象経費の2分の1を超えない範囲が目安です。委託料についても総額で交付対象経費の2分の1を超えない範囲が望ましいです。

Q8 審査会はどのようなものですか?

A 申請団体すべてが出席して行う公開プレゼンテーションです。交付金の交付にあたっての要件ですので、 必ず出席してください。1団体の発表時間は5分程度です。発表にはプロジェクターを使用することも可能 です。発表後はその場で審査委員の質疑に応えていただきます。

Q9 交付金はいつ支払われますか?

A 原則的に、事業完了後、完了報告書を提出いただいた後、交付額の決定を行ったうえでお支払しますので、 3月末に完了報告書を提出いただいた場合、お支払いは4月下旬以降になります。ただし、活動中の資金が 不足する場合は、概算払として交付予定金額の4分の3の範囲で完了前に交付できます。概算払金額のお支 払いは、交付決定(6月中旬頃に通知)後、概ね2週間~1箇月程度かかります。